



第2学年京都校外学習

実施に向けた事前説明

目的

- 交通機関を利用し、見学場所を自分たちで選択し、計画を立て、その計画を実行する力を養う。
- 班別行動学習を通して、小集団でのきまりや公衆道徳を学ぶ。
- 古都京都を探索することにより、日本文化を体験する。



新型コロナウイルス感染予防に係る 三木市教育委員会の方針

～校外学習開催時において～

- (1) 兵庫県に「緊急事態宣言」が発令されている期間は、延期もしくは中止とする。
- (2) 兵庫県に「まん延防止等措置実施区域指定」が発令されている期間は、感染対策などを十分に確認したうえで、感染リスクが可能な限り低減できる場合は、実施できるものとする。
- (3) 「緊急事態措置実施区域」及び県外の「まん延防止等措置実施区域指定」、「都道府県が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域」での活動は実施できないものとする。

前スライドの内容に従うと、

校外学習を実施するには兵庫県内の緊急事態宣言が発令されておらず、京都府内のまん延防止等重点措置も発令されていない必要があります。従って4月23日現在では校外学習を実施することが可能です。

また、校外学習を実施するにあたり、保護者様の同意をいただきます。可能な限り感染対策をし、予防に努めます。

詳しい対策については次のスライド以降で説明していきます。

最後まで確認していただき、参加確認書の提出をお願いします。



兵庫県に緊急事態宣言が発令されておらず、京都に蔓延防止措置等が出ていない場合

- 日時 令和4年 5月27日
- 場所 京都府京都市内 班別行動
- 日程 令和3年 11月22日(月)
 - 7:30 学校集合(体育館)
 - 8:00 学校出発
 - 9:30 京都駅南口 到着 バスを降りて班行動
 - 11:00~12:00
 - ※チェックポイント通過 (八坂神社または、二条城)

昼食は班ごとにお弁当または飲食店等利用

- 飲食は密にならない場所を選んでする。
- 歩きながら食事はしない。
- テイクアウトする場合でも、感染対策が十分に取られていない店は避ける。

15:00 嵐山・中ノ島集合
15:30 嵐山バス駐車場出発
17:00 学校到着、解散式
17:20 解散

持ち物

- ・ 生徒手帳
- ・ しおり
- ・ 通学用バック
（許可を得たバック類も可）
- ・ エチケット用品
（ハンカチ、ティッシュペーパー）
- ・ 筆記用具
- ・ 班活動費
（交通費・拝観料等で3000円以内）
- ・ 弁当、水筒
- ・ エチケット袋
- ・ 常備薬（必要な者）
- ・ タオル
- ・ 消毒液、除菌シート
- ・ 腕時計（班に一個以上）
- ・ 雨具
- ・ 携帯電話（学校で班に1台用意）

感染予防対策

《 全行程を通して 》

- 日常から検温を含む健康管理とその記録をする。
- 当日、微熱やだるさなど体調の異常を感じたものは参加を回避する。
- 密閉、密集、密接を避けた行動をする。
- 常時、マスクを着用する。
- 各班で消毒液を持参し、設置された消毒液もできるだけ使用する。

《 貸切バス乗車時 》

- 可能な限り座席間を空ける。
- 会話は慎む。

《 班行動時 》

- 班員ともできるだけ密接をせずに移動する。
- 一般の人と社会的距離をとることを心がける。
- 交通機関、施設、店舗への入室、退室時には手指の消毒をする。
- できるだけ座席の間隔をとって着席する。
- 展示物等への接触はできるだけ控えるようにする。
- 飲食は密を避けた場所です。食べ歩きはしない。
- 以下のような場合は予定した交通機関、施設、店舗であっても変更する。
 - ア 消毒液が置かれていない
 - イ 感染防止用シールドの設置がされていない
 - ウ 社会的距離がとれないほど混雑している時
 - エ 座席が密集している
- 施設、店舗への入場に時間がかかりそうであれば、予定を変更する。

《 班行動でのバス、電車乗車時 》

- 可能な限り座席間を空ける。
- 会話は慎む。
- 計画していた時間の乗り物が混雑している場合は1本遅らせる。

5月27日（金）に実施できない場合

- 感染が再拡大し、京都にまん延防止措置以上の措置が出ている場合
- 兵庫県に緊急事態宣言が発令された場合

これらの場合は、今年度の校外学習は延期または中止になります。

